

(1) 「公の施設」の管理受託者の範囲の拡大

- 1 現行では、「公の施設」の管理に関する事項は条例で定め、「公の施設」の管理委託についても、住民による平等利用の確保等適正な管理を保障する観点から、実質的に地方公共団体のコントロールが及ぶ団体として公共的団体や地方公共団体の出資法人等に限って、条例で定めるところにより委託することができることとしているところ。
- 2 「公の施設」の管理受託者の範囲の拡大については、次期通常国会を念頭に、株式会社等の民間事業者にまで拡大するよう、地方自治法等の規定の整備を行うこととしているところ。

< 参考 >

本件については、8月28日経済財政諮問会議において、片山大臣から発表した「総務省制度・政策改革ビジョン」においても明確にしたところ。

地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）（抄）

（公の施設の設置、管理及び廃止）

第二百四十四条の二 普通地方公共団体は、法律又はこれに基づく政令に特別の定めがあるものを除くほか、公の施設の設置及びその管理に関する事項は、条例でこれを定めなければならない。

2 普通地方公共団体は、条例で定める重要な公の施設のうち条例で定める特に重要なものについて、これを廃止し、又は条例で定める長期かつ独占的な利用をさせようとするときは、議会において出席議員の三分の二以上の者の同意を得なければならない。

3 普通地方公共団体は、公の施設の設置の目的を効果的に達成するため必要があると認めるときは、条例の定めるところにより、その管理を普通地方公共団体が出資している法人で政令で定めるもの又は公共団体若しくは公共的団体に委託することができる。

4 普通地方公共団体は、適当と認めるときは、管理受託者（前項の規定に基づき公の施設の管理の委託を受けたものをいう。以下本条において同じ。）に当該公の施設の利用に係る料金（次項において「利用料金」という。）を当該管理受託者の収入として收受させることができる。

5 前項の場合における利用料金は、公益上必要があると認める場合を除くほか、条例の定めるところにより、管理受託者が定めるものとする。この場合において、管理受託者は、あらかじめ当該利用料金について当該普通地方公共団体の承認を受けなければならない。

6 普通地方公共団体の長又は委員会は、委託に係る公の施設の管理の適正を期するため、管理受託者に対して、当該委託に係る業務又は経理の状況に関し報告を求め、実地について調査し、又は必要な指示をすることができる。

地方自治法施行令（昭和二十二年政令第十六号）（抄）

（公の施設の管理受託者）

第七十三条の三 地方自治法第二百四十四条の二第三項に規定する普通地方公共団体が出資している法人で政令で定めるものは、次に掲げる法人とする。

- 一 普通地方公共団体が資本金、基本金その他これらに準ずるもの二分の一以上を出資している法人
- 二 前号に掲げる法人のほか、当該法人の業務の内容及び当該普通地方公共団体の出資の状況、職員の派遣の状況等の当該普通地方公共団体との関係からみて当該公の施設の適正な管理の確保に支障がないものとして総務省令で定めるもの

地方自治法施行規則（昭和二十二年内務省令第二十九号）（抄）

第十七条 地方自治法施行令第七十三条の三第二号の総務省令で定める法人は、公の施設の管理を委託しようとする普通地方公共団体が資本金、基本金その他これらに準ずるもの四分の一以上を出資している法人で当該公の施設の管理を主たる業務とするもの又は当該公の施設の管理に類する業務を行っているものうち次のいずれかに該当するものとする。

- 一 当該普通地方公共団体が当該法人の無限責任社員、取締役若しくは監査役又はこれらに準ずべき者及び支配人の二分の一以上を派遣している法人

二 前号に掲げるもののほか、職員の派遣の状況が次のいずれかに該当する法人であつて、経営の安定が確保され、かつ、十分な社会的信用を有するもの

イ 当該普通地方公共団体その他の普通地方公共団体が当該法人の無限責任社員、取締役若しくは監査役又はこれらに準ずべき者及び支配人の概ね二分の一以上を派遣し、かつ、公の施設の管理を委託しようとする普通地方公共団体が当該法人の代表取締役その他の主要な役員（いかなる名称によるかを問わず、これと同等以上の職権又は支配力を有する者を含む。ロにおいて同じ。）を派遣している法人

ロ 当該普通地方公共団体が当該法人の代表取締役その他の主要な役員を派遣し、かつ、当該法人の管理運営に係る事務に従事する主要な職員を派遣している法人